

児童手当・特例給付 現況届のお知らせ

大阪市

あなたが現在受給しておられる児童手当について、平成29年6月以降の児童手当の受給資格等を確認するために、同封の「**児童手当・特例給付 現況届**」の提出が必要です。次の事項及び裏面の記入例を参考に記入のうえ、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へ提出してください。

「児童手当・特例給付 現況届」が提出されない場合は、平成29年6月分以降（平成29年10月支払い分以降）の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなります。

なお、提出いただいた現況届により、本市において審査を行い、受給資格が消滅する場合や支給金額が変更される場合は通知しますが、支給金額に変更がなければ通知せずに支給します。

また、前年の所得が現在の受給者よりも配偶者の方が高く、配偶者の方が児童の生計を維持する程度が高いと判断され、受給者変更の手続きが必要になる場合にも通知します。

1. 提出書類

- ① **現況届** ※裏面の記入例を参考のうえ必要事項を記入してください。
- ② **受給者・配偶者の健康保険証の写し** 現況届裏面に貼り付けてください。
- ③ **平成29年1月1日に本市に住所を有していなかった方（受給者・配偶者）について**
 - ・・・平成29年1月1日に住所を有しておられた市町村発行の児童手当用「課税（所得）証明書」
※所得額、控除額、扶養人数が記載されたものが必要です。ただし、配偶者控除されている場合は、配偶者分は不要です。なお、「源泉徴収票」、「特別徴収税額の決定通知書」では審査できませんので、必ず「課税（所得）証明書」を提出してください。
- ④ **児童と別居している方について**
 - ・大阪市外で別居している場合⇒その児童の属する世帯全員の住民票の写し（続柄の記載のあるもの）及び児童と別居している旨を記載した申立書が必要です。
 - ・大阪市内で別居している場合⇒現況届に別居している児童の住所を記載のうえ、申立書が必要です。
- ⑤ **児童が海外留学をされている方について**・・・留学の事実がわかる書類及び留学前の国内居住状況がわかる書類等（提出書類が外国語の場合はその翻訳書も必要です。）
3年以内の海外留学の場合を除き、海外に居住する児童については、児童手当が支給されません。詳細については、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問い合わせください。

2. 提出期限と提出方法

平成29年6月1日～6月末日までに必ず郵送、またはお住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へ提出してください。

3. 支払日

期限までに提出された方で引き続き受給資格がある場合は、6～9月分が平成29年10月5日（木）、10～1月分が平成30年2月5日（月）、2～5月分が平成30年6月5日（火）に支給されます。

■児童手当の受給資格審査に関する公簿の閲覧について■

現況届の受給資格審査については、現在いただいている同意に基づき大阪市が保有する所得関係公簿等の確認によって行います。大阪市による関係公簿の確認を同意されない方は、ご面倒をおかけしますが、審査に必要な関係書類を提出していただくことになります。その際は、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へ現況届を持参していただき、ご相談ください。

公務員の方で、独立行政法人等への派遣から復職されるなどにより、所属長から児童手当を支給される場合は、本市からの児童手当については受給事由消滅手続き等が必要となりますので、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問い合わせください。

児童が施設に入所している場合や里親等に委託されている（預けられている）場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に児童手当が支給されます。児童の養育状況に変更があった場合は、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問い合わせください。

【記入例及び記入上の注意】

※印字されている表示内容に誤りがある場合は、朱書き訂正をしてください。

※送付の際は、中央の点線部で切り離して送付ください。

※健康保険証の写し（受給者・配偶者分）は提出される現況届裏面の貼付欄に貼り付けてください。

平成29年度

児

②は受給者本人が記入する場合は、押印は不要です。

提出年月日 平成 29 年 6 月 # 日 ①

性別 男 生年月日 昭和51

② 受給者 (フリガナ) オオサカ タロウ 大阪 太郎 ①は提出する年月日を記入してください。

資格の認定に必要な公簿等を閲覧されることに異議ありません

④で自営業の方は「建設業」「飲食店」等と業種を記入してください。

北区中之島 1-3-20 ③は日中に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

職業又は勤務先 (6月1日現在) 中之島産業(株) 児童との続柄 ⑤ 父・母・() 配・偶 者 ⑧ 有・無 譲 渡 所 得 ⑩ 有・無

1月1日現在の所在地 大阪市内・右記 ⑤で父・母でない場合は()内に続柄を記入してください。

⑥ 加入している年金の種類 1 ⑥加入されている年金の種類を表示しています。変更がある場合は朱書き訂正してください。

⑬ 健康保険種別 ※確認資料として、健康保険証の写し ⑬は加入されている健康保険を○で囲んでください。昨年度と変更がない場合は、「1昨年度と変更なし」を○で囲んでください。

1 昨年度と変更なし 2 国民健康保険 いずれかに○ (大阪市・大阪府) 3 全国健康保険協会 (協会けんぽ)

⑦ 受給者が厚生年金・共済組合に加入している場合は被用(※1)、それ以外の場合は、非被用と表示しています。

⑩ 被用者 ⑦ 被用者 ⑧ 有・無 ⑩ 有・無

配偶者の氏名 (フリガナ) オオサカ ハナコ 大阪 花子 ⑨

配偶者の職業 ⑩ ア.被用者 イ.公務員 ウ.その他

配偶者の1月1日現在の所在地 大阪市内・右記 ⑭ ○○市△△町□□番地

⑭は1月1日現在、大阪市内にお住まいだった場合は「大阪市内」を○で囲んでください。お住まいでなかった場合は、「右記」を○で囲み、お住まいだった住所を記入してください。

⑧は配偶者がいる場合は、「有」を、いない場合は、「無」を○で囲んでください。また、「有」の場合は、⑨に配偶者の氏名を記入し、⑩の配偶者の職業は該当するものをア～ウの中から選んで記入してください。

⑫ 児童の氏名 生年月日 大阪 三郎 H25.01.01 男 子 同一 有 同居 海外

⑫は児童の氏名及び続柄を記入してください。なお、平成11年4月2日以降に生まれた児童を全員記入してください。また、あらかじめ印字している性別は、双子など、生年月日が同一の場合は、氏名を五十音順にした場合の性別となっておりますので、ご了承ください。

- ◆「生計関係」欄：受給者自身の子どもで、生計を同じくしている場合は「同一」、受給者自身の子どもでなく、受給者が生活費の大半を支出している場合は「維持」と表示しています。
 - ◆「監護の有無」欄：受給者が子どもを養育している場合は「有」、養育していない場合は「無」と表示しています。
 - ◆「同居・海外・別居」欄：別居の場合は、「別居中の児童の住所」に記入のうえ、大阪府外で別居の場合はその児童の属する世帯全員の住民票の写し（続柄の記載あり）と、別居監護の申立書を提出してください。大阪市内での別居の場合は別居監護の申立書のみ提出してください。また、別居監護申立書には児童のマイナンバーの記入が必要です。
- ※表示内容に誤り、変更がある場合は、朱書き訂正のうえ提出してください。

【用語解説】

(※1) 被用者…民間企業や官公庁に雇用されており、厚生年金又は共済組合に加入されている方

(※2) 譲渡所得…土地、建物、株式等の資産を譲渡することによって生じる所得

児童手当の寄附について

児童手当の全部又は一部の支給を受けずに、これを大阪市内に寄附して、こども・子育て支援のために活かしてほしいという方には、簡便に寄附を行う手続きもあります。詳しくはお住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問い合わせください。

児童手当については、所得制限が設けられており、所得制限限度額を超過する場合は、児童1人あたり月額5千円が特例給付として支給されます。

◆所得制限限度額表()は、収入額の目安です。

扶養人数	所得額
0人	622万円(833.3万円)
1人	660万円(875.6万円)
2人	698万円(917.8万円)
3人	736万円(960.0万円)

扶養人数4人以降、1人増すごとに38万円増